

株式会社AIRDOからの混雑空港（福岡空港）  
運航許可申請について（1回目）

1. 日 時

令和4年5月10日（火） 10：30～11：10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

航空局：黒須航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 北間、本間、宮田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 航空局から、株式会社AIRDO（以下単に「AIRDO」という。）からの混雑空港（福岡空港）運航許可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 福岡空港において到着から出発までの間が35分となっていることについて、整備等の時間として十分なものと認識しているのか。
  - ② 搭乗率についてはどの程度を見込んでいるのか。
  - ③ 福岡空港の滑走路処理能力向上のためにどのような取組みが行われてきているのか。
  - ④ AIRDOは、近年、安全上問題と考えられる事案を発生させていないか。
  - ⑤ ANAが昨年2往復に増やしたものの、今年1往復に戻した理由は何か。
  - ⑥ 福岡空港の発着枠に空きはあるか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、航空局からは、
  - ① AIRDOの使用機材であれば、35分は標準的な時間である。
  - ② 福岡～新千歳便の搭乗率はコロナ影響下においても5割程度を保っており、今後はこれを上回る数字が期待される。

- ③ 誘導路の二重化工事完了により2020年夏ダイヤからは1時間あたりの発着回数を35回から38回に増加させた。また、更なる需要への対応として滑走路増設工事に着手しており、2025年春に完成予定である。両滑走路間の間隔では同時の離発着は不可能であるものの、地元のご了解を前提に、航空需要の推移を踏まえてさらなる発着回数の増加を検討していくことになる。
  - ④ 問題となるような重大インシデントは無い。
  - ⑤ コロナ影響下において、思うように旅客数が伸びなかったということだと考えられる。
  - ⑥ 時間帯による。需要が大きい時間帯は枠が埋まっているが、多くはないものの、枠が空いている時間帯もある。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。